

参議院文教委員会會議録第二十一号

昭和三十一年四月二十八日(土曜日)
午前十時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員 雨森 常夫君
川口爲之助君
笹森 順造君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
竹下 豊次君

國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君

文部大臣 清瀬 一郎君

政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局次長 高辻 正巳君

文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君

会専門員

○本委員会の運営に付した案件
○本委員会の運営に関する件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公聴会開会に関する件

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。
理事会の経過について御報告いたします。

まず、前回残りしました総理に対する総括質疑を継続して行います。総理の出席時間は一応一時間ということになっております。

次に、矢嶋委員から提案されました全国都道府県教育委員会協議会の申入書に対する関係者出席の件は、協議の結果、この際見合せることとしたという意見が強く、留保いたしました。

臨時教育制度審議会設置法案に関する委員外発言につきましては、本日開かれる内閣委員会理事会の決定を待つて、当委員会としての態度を決定したいと思っておりますが、いづれにせよ、当委員会の審議に支障をきたさないよう、委員長において取り計らいたいと存じます。

栃木県黒羽第二中学校の廃校問題につきましましては、まず調査室をして実地調査せしめ、その報告を聴取した後、協議することに決定いたしました。中央教育審議会委員を参考人として

本委員会において意見を聞く件については、いづれ開催を予定されておる公聴会に公述人として出席を求めることがよいという強い御意見もありました。が、最後の決定に至りませんでしたので、次回の理事会においてさらに協議いたします。

ただいまの報告の通り取り運ぶことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(加賀山之雄君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、以上二件を一括して議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 わが国に二大政党が生じて、その第一の総裁が即総理という形態が生じたことを私は非常に喜ぶものでございますが、しかしその以後における国会の運営並びに政治の動向を見ますと、二大政党下になつて多数党は何でもできるというような考え方が、かなり大きく支配しているように思われます。私はこの二大政党下において国会運営を円滑にし、さらに民主政治の健全な発展を期するためには、二大政党下における近似的性と、それから共通の広場を得るべく努力しなければならぬ。特に第一党である政党の総裁並びに総理は、格段の

その心がけが必要と考える次第であります。総理はいかようにお考えになつていらっしゃるのか。まずお答え願いたいと思ひます。

○國務大臣(鳩山一郎君) 矢嶋さんと同様な考えを持っております。二大政党になりましてならば、政局に立つた政党が必ず相当の期間にはかわつて、野党がかわるといふ形なのであります。から、両党の間の近似的性、いわゆる共同の広場といふものがよくできているといふことが非常に必要だと私も考えております。

○矢嶋三義君 次に質問を続けますが、ただいま議題となつておりますところの法律案件につきましては、わが国内においていふんと賛否両論が大きく対立をいたしております。特に教育関係者、学者さらに報道関係等は、この法律案件に鋭い批判と反対をいたしておることは、総理御承知の通りでございます。こういう本法律案件に対する批判並びに反対は、学者並びに報道関係の方々が、この法律案件について誤解をしている、十分認識しない誤解に基づくところの批判あるいは反対である、かように総理は把握されておられますか、承わりたいと思ひます。

○國務大臣(鳩山一郎君) 政府としては、本法案も他の教育関係法でも、みんな教育基本法の理念を前提とすべきものであつて、決して悪いものと思つていません。やはり誤解というものが、まだ政府の考え方が徹底しないことに、起因するものと思ひます。

○矢嶋三義君 その点については私理解に苦しむ点がございます。昨日も文部大臣は、学者並びに報道関係の報道による論議等は、法律案件の内容の誤解に基づくものであるという、こういう御見解をとられておられますが、総理自身もそういう御見解のようでございますが、これについては私は大きな不満を表明いたします。決して私は日本の学者並びに報道関係の方々、いわば日本の良識といふものは、決してこの法律案件の内容を十分検討することなくあるいは論じ、あるいはこれを活字にしては論議しないといふことを、総理はよく御反省いただきたいと思ひます。そして次に私は質問を続けます。

それはこの教育委員会法の改正案については、昨年の総選挙当時、当時の自由党並びに民主黨といふものは明確な政策として打ち出しておりました。当時のわが国のこの言論界は、総選挙に臨むに當つて、各政党が教育委員会制度をいかにすべきかということ、を明確に国民の前に提示して選挙をやらなければならない、こういう批評をなしたことを私は記憶しているわけでございまして。特に当時の自由党は明確でありました。これは現行教育委員会制度を育成強化すると、はつきりとしたおつた次第でございまして。このことから考えますと、その当時民主黨と自由党は、その後自由民主黨の名に統一がなされたわけでございますが、私は昨年の総選挙当時を考えると、今直ちにわが国のとき育成強化

するのでなくて、むしろその教育委員会の立法精神を逆行させる、弱化するような法律案を出すということは、民主主義の原則に私は反すると思ひます。が、総理の御見解はいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は民主主義の原則に退化するというようには考へません。民主主義の原則、民主主義というものを児童の頭にもち込まなくてはならないのでありますから、これに退化する態度を、政府はとるはずがないと思つております。

○矢嶋三義君 もう一言続けて次の質問を致しますが、それは総理は、本法律案は現行教育委員会法の部分的改正と考へになつていられますかどうか、その点を伺ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 教育基本法の第一条は教育の目的を明示してありまして、教育行政の運営に當つては、常にその目的を根本とすべきものと考へておりますので、原則は決して變つておられないと思つております。

○矢嶋三義君 私の質問のポイントをはずれておりますが、総理は今の答弁では、本法律案は現行教育委員会法の部分的改正だという御見解に立つておられるように思ひますが、そうですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) そうではないと申したつもりであります。

○矢嶋三義君 根本的改正ですよ。

○国務大臣(鳩山一郎君) 原則は變えておられないと思つております。

○矢嶋三義君 そうすると、部分的改正ということですね。

○国務大臣(鳩山一郎君) そういふことになりません。

○矢嶋三義君 これは時間の関係で論じませんが、総理は大きな認識を誤まつておられます。決してこれは部分的改正でございせん。それは時間の関係上突っ込んで申しませんが、こゝで私は一つの絶望的な質問をいたします。それは今度の教育委員会法改正案というのは、先ほど申し上げましたように、昨年の総選挙當時に、國民に対しては明確にその政策を政壇は打ち出してゐたのです。自由党と民主党は相違しておつたのです。しかも、當時の自由党は育成強化と強く打ち出されておつたわけでございます。これは現在私は本案件について學者並びに報道関係等について、少しせつちかち急ぎ過ぎるという批判が出てくる一番大きな原因だと思ふ。さらに、今案議院において非常に緊迫状況下に於いて審議されておりますところの小選挙区法案についても、昨年の選挙當時は明確でございせん。これについて、わが國の國論というものは、ずいぶんと沸騰しておるわけでございますが、二大政党下に政治を運営していくに當りましては、かくのごとき重要案件については、先ほど総理が認められました近似的な共通の広場を作るといふ立場から、慎重にも慎重な態度をとられ、私は党首会談等でまとめるなり、あるいは學者諸君が指摘されておるやうに、一応この法律案を撤回して、そうしてこゝういふ政策を掲げて、來たるべき参議院選挙を戦つた後にあらためてやられるというやうな、こゝういふ態度が、私は二大政党下に共通の広場を確保して、そして民主政治を育成していくに當つて、最も民主的な方法と考へる次第でございますが、総理の御所見は

いかがでございますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたの考へ方も一つの考へ方だと私は思ひます。わが党におきましては、できるだけ早く民主主義の政治に沿つてこゝの制度をとりたいといふので、教育についても、小選挙区制についても、両方ともそろい見地から着手したいと思つております。

○矢嶋三義君 この重要案件を本国会で継続審議程度にして置いて、参議院選挙後にあらためてやられるといふやうな、こゝういふ考へはございせんか、私はそれが適當だと思ひますが。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいまのところ、こゝういふ考へを持っております。

○矢嶋三義君 では次に質問を続けたい。それは教育重視と教育優先に關する件でございしますが、まず伺ひたい点は、最近のわが國の文教政策の傾向から、多數の國民は次の点を懸念いたしております。従つてここに國民の前に總理の御見解を明確にしていただくたいのでございします。それは憲法第十九条の思想の自由、二十一条の言論の自由、二十三条の學問の自由、こゝういふものを何らかの形で、ある程度制限する考へを持っておるのではないかと、かような懸念を持っておる國民は非常に多いわけでございます。總理の御見解はいかがでございますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 憲法の保障しておりましたたゞいま御例示の自由については、むしろ尊重しなくてはならないものと思ひます。

○矢嶋三義君 続けて承りますが、このたびの法律案件について、東京大學の矢内原總長以下大學の學長が象牙

の塔から總決起されました。そして政治の動向について、特にわが國の現在における文教政策の傾向について、國民に、あるいは自己の教養子に強く訴へられております。かような態度といふものは、私は日本の文化國家建設、民主主義國家の建設という立場から、まことに適切な措置と考へておる次第でございますが、あるいは政府においてこの學者の、ことに大學の總長、學長のかような傾向を抑制しようとする意圖を一部で持たれてゐるのではな

いかと推測される面がございしますが、私は鳩山總理においてはこゝういふ考へは毛頭ないと思ひます。同時に、これらの學者の動向について、こゝういふ御見解を持てゐるかもあわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 先刻申しました通りに、憲法に保障されておる自由について、憲法の精神に立つて行われることは言うまでもないのであります。學校の先生たちが、言論に対してはむしろ束縛だとか、制肘だとかする意思は持っておりません。むしろ尊重いたしまして参考とすべきものと思ひます。

○矢嶋三義君 繰り返して承りますが、矢内原總長以下大學の總長、學長の諸君がとられてゐる行動といふものは、適切なものと總理はお認めいただいてゐる次第でございますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 一般に適切だといふことを言うわけには参りませんが、尊重して検討すべき、参考にするべきものと思ひます。

○矢嶋三義君 次に伺ひますが、それは教育重視と教育の機会均等について

でございますが、最近地方財政の窮乏と、これに伴う再建策として、教師の身分、生活が非常に脅かされ、生徒は十分な教師が与えられないという傾向が非常に強くなつて参りました。また、學校建築の補助金は減額され、父兄の負担は増大すると同時に、父兄が血の出るやうな離出をして建てたところの中学校が、住民の意思に反して學校の統廃合が行われるといふやうなことで、父兄が非常に懸念を、心配をいたしております。これは私は教育の重視と教育の機会均等といふことを具現する立場から、非常に嘆かわしい傾向と思ひます。が、總理はこれらの解決策について、こゝういふ考へを持てゐるか、承りたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいま矢嶋君の言われたやうないろいろの不都合な点が生ずるかもしれないと思ひます。しかしながら、政府としてはむしろ戦後の教育を、非常に大事な政府の仕事と考へておりました。これらの発達については、できるだけ努力を払つておるつもりでございます。

○矢嶋三義君 總理の答弁少し具体性がなないので不満ですが、時間がかかるが、それは教育基本法と本法律案との關係についてでございますが、總理は教育基本法と教育委員会法とはどちらが先に公布されたかと記憶なさっておりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 基本法の方が先です。

○矢嶋三義君 それでは教育基本法の第一条の教育の目的のところの「勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して

でございますが、最近地方財政の窮乏と、これに伴う再建策として、教師の身分、生活が非常に脅かされ、生徒は十分な教師が与えられないという傾向が非常に強くなつて参りました。また、學校建築の補助金は減額され、父兄の負担は増大すると同時に、父兄が血の出るやうな離出をして建てたところの中学校が、住民の意思に反して學校の統廃合が行われるといふやうなことで、父兄が非常に懸念を、心配をいたしております。これは私は教育の重視と教育の機会均等といふことを具現する立場から、非常に嘆かわしい傾向と思ひます。が、總理はこれらの解決策について、こゝういふ考へを持てゐるか、承りたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいま矢嶋君の言われたやうないろいろの不都合な点が生ずるかもしれないと思ひます。しかしながら、政府としてはむしろ戦後の教育を、非常に大事な政府の仕事と考へておりました。これらの発達については、できるだけ努力を払つておるつもりでございます。

○矢嶋三義君 總理の答弁少し具体性がなないので不満ですが、時間がかかるが、それは教育基本法と本法律案との關係についてでございますが、總理は教育基本法と教育委員会法とはどちらが先に公布されたかと記憶なさっておりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 基本法の方が先です。

○矢嶋三義君 それでは教育基本法の第一条の教育の目的のところの「勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して

でございますが、最近地方財政の窮乏と、これに伴う再建策として、教師の身分、生活が非常に脅かされ、生徒は十分な教師が与えられないという傾向が非常に強くなつて参りました。また、學校建築の補助金は減額され、父兄の負担は増大すると同時に、父兄が血の出るやうな離出をして建てたところの中学校が、住民の意思に反して學校の統廃合が行われるといふやうなことで、父兄が非常に懸念を、心配をいたしております。これは私は教育の重視と教育の機会均等といふことを具現する立場から、非常に嘆かわしい傾向と思ひます。が、總理はこれらの解決策について、こゝういふ考へを持てゐるか、承りたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいま矢嶋君の言われたやうないろいろの不都合な点が生ずるかもしれないと思ひます。しかしながら、政府としてはむしろ戦後の教育を、非常に大事な政府の仕事と考へておりました。これらの発達については、できるだけ努力を払つておるつもりでございます。

○矢嶋三義君 總理の答弁少し具体性がなないので不満ですが、時間がかかるが、それは教育基本法と本法律案との關係についてでございますが、總理は教育基本法と教育委員会法とはどちらが先に公布されたかと記憶なさっておりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 基本法の方が先です。

○矢嶋三義君 それでは教育基本法の第一条の教育の目的のところの「勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して

行われなければならない。」と書いてあるが、これを総理はどういうふうにとらえなさっておられるか、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(鳩山一郎君) もう一度言つて下さい、失礼ですが。

○矢嶋三義君 第一条の目的に「心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と書いてある……。

○国務大臣(鳩山一郎君) わかりました。「自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民を育成していかねければならない、その通り」と思います。

○矢嶋三義君 その通りと思ひますでは答えにならない……。

○国務大臣(鳩山一郎君) これは必要だと思つたのです。

○矢嶋三義君 国民というのは日本国民ですからね。これで足りないという人があるのですか、どうしてこれで足りないのですか、総理は他の委員会で足りないという事を言われておられますが、国民の育成という事を……

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はこの間聞いていたときには、文部大臣はこのほかに日本国民の伝統というものを、やはりそういう自負心を持たなくてはならない、そういう自覚を持たなくちゃいけないという様な答弁をされておる、もつともだと考えておりました。

○矢嶋三義君 この国民の育成という中には、そういうことは含まれていないと、総理は御解釈なさっておられるのですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 広い意味においては、その中に入つておるものも考えられましよう。

○矢嶋三義君 従つて、私はこれで十分だという見解を持つておるわけですが、討論になりますから、ここで次に質問を続けますが、あなたが認めになりました通りに、教育基本法が二十三年の三月三十一日に公布され、教育委員会法はそれを受けて二十三年の七月十五日に公布されておられます。従つて、この教育基本法の前文並びに教育基本法の第十条というものが教育委員会法の第一条にそのまま大きく打ち出されておるわけでございます。この一番大きな眼目は、教育委員の公選にあるというところはきかめて明白でございます。で、総理に承りますが、公正な民意というものは、自由な意思によるところの投票で最もよく表われる、かように私は考える次第でございますが、総理はどういうふうにお考えになつておられますか、お答え願ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) その問題につきましても、前回にこの席で説明をしたと思つておられますが、やはりそういうような直接選挙による方法もあるけれども、間接の選挙によつても差しかえはないだらうと考へます。

○矢嶋三義君 教育基本法を受けた教育委員会法というものは、そういう間接選挙というものを考へてこれは立法されておるのではございませぬ。それを明確に申し上げておきます。で、これに関連して承りたい点は、総理は衆議院の本院議において、公選されたところの地方公共団体の首長が任命するのであるから、だから住民による直接公選に準ずるものであつて、民主主義を破壊するものでないか、かような答弁をなされておられます。

○国務大臣(鳩山一郎君) そう。

○矢嶋三義君 そこで私は伺ひますが、憲法第九十三条に、首長は住民が直接選挙するということになつておりますが、この首長を直接選挙するといふこの制度は絶対に変えないといふ大前提のもとにこの法律案件は立案され、それに基づいてあなたは答弁されておるものと考へられるわけですが、いかがでございますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) その通りと思つておられます。

○矢嶋三義君 ということは、知事、市町村長の官選とかいうようなことは考へていないということですね。

○国務大臣(鳩山一郎君) 考へていないという事です。

○矢嶋三義君 次に承りたい点は、都道府県知事は、従来われわれは教育行政不適任者として追放になつたんだという事を選挙のとき等演説をしておられます。その都道府県の首長に教育行政に關与させる、今度は大きく権限が移つたわけですが、これは私は問題があると思つたのですが、大臣はどう考へになられますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はあのときの追放というのは、占領軍がまあでたらめといつては語弊があるかもしれませぬけれども、根拠のあるものと思ひます。つまり追放というものをどういふ理由でどういふ的確な証拠によつて追放したかといふことは私にはよくわかりませぬ。私も自分が追放されたのですけれども、どういふわけが私に追放されたか今日全然理解が、わからぬわけでは。

○矢嶋三義君 私の質問を取り違へられて困るのですが、という事は都道府県知事は教育行政に關与しないことに教育委員会法でなつてゐるわけなんです。で、今まで都道府県知事は公選される選挙等に臨むときに、私はただ予算を議會で何するだけであつて、教育については、教育行政として私は不適任者だといふことを演説しながら、あの人は當選してゐるのです。そういう人であつたために選挙することなくここに教育行政に關与せざるという事は、私はこれは住民の意思に反することだと思ふ。それとちう一点は、今の教育委員諸君はこの任期までは現行教育委員会法、これは相當に権限が付与されてゐるわけですが、そのもとにおいて住民にその地域の教育行政の責任を受けてゐるわけなんです。そういう方々をこの十月一日から任期中にその教育委員の権限を大きく削減するといふことは、これは住民の投票権等を考へるときに住民を無視するものであると同時に、教育委員諸君については権限の削減になると思ふのですが、これは立法上大きな私は疑義があると思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在でも都道府県知事は、私立学校の教育行政を所管しておられます。教育についての不適格者とは私は考へません。

○矢嶋三義君 長官……、そんなメモを持つてだめですよ。私立学校にはその通りなんだ、問題は公立学校のことについて論じてゐる。だから総理が何だつたら長官はちよつとそれをお答え願ひたい。教育委員の権限を途中で削減する点と都道府県知事は公立学校の

教育については關与しないことになつておつたのに、今ここで大きく關与するといふようなことになることは、私はこれは立法上大きな問題があると思ひます。

○政府委員(林修三君) 先ほどの御質問は都道府県知事は教育行政、一般的な教育行政について不適格者ではないかといふような御質問だったので、現在の都道府県知事は私立学校について教育行政の責任を持つておるということをおししたわけでありませぬ。で、現在もちろん公立学校について教育行政の責任ではございませぬが、これはもちろん立法政策の問題でございまして、都道府県知事にある範圍の教育行政の責任を与えるかどうかといふことは、立法によつて解決すべきものと、必ずしも今の知事を教育についての不適格者だと断定するまでのことはないのであるとかうに考へるわけでありませぬ。

それから教育委員会の委員の問題でございませぬが、これも一つの制度としてそういうことを考へることが適當かどうかという、これは立法政策の問題だと思ふわけでありまして、必ずしもこれは制度としてある制度を作るといふことに關連いたしまして、委員の任期を場合によつては、そこで打ち切るということは、私は不可能なことじゃないと、立法政策の問題だと思ふわけでございます。

○矢嶋三義君 不満ですが、次承ります。それは文部省と地方教育行政とのあり方についてありますが、総理に伺ひます。国民の育成を期して國が教育の基本を確立して、さらにそれに基いて必要な法律基準等を定めて、そ

からぬわけでは。

○矢嶋三義君 私に質問を取り違へられて困るのですが、という事は都道府県知事は教育行政に關与しないことに教育委員会法でなつてゐるわけなんです。で、今まで都道府県知事は公選される選挙等に臨むときに、私はただ予算を議會で何するだけであつて、教育については、教育行政として私は不適任者だといふことを演説しながら、あの人は當選してゐるのです。そういう人であつたために選挙することなくここに教育行政に關与せざるという事は、私はこれは住民の意思に反することだと思ふ。それとちう一点は、今の教育委員諸君はこの任期までは現行教育委員会法、これは相當に権限が付与されてゐるわけですが、そのもとにおいて住民にその地域の教育行政の責任を受けてゐるわけなんです。そういう方々をこの十月一日から任期中にその教育委員の権限を大きく削減するといふことは、これは住民の投票権等を考へるときに住民を無視するものであると同時に、教育委員諸君については権限の削減になると思ふのですが、これは立法上大きな私は疑義があると思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在でも都道府県知事は、私立学校の教育行政を所管しておられます。教育についての不適格者とは私は考へません。

○矢嶋三義君 長官……、そんなメモを持つてだめですよ。私立学校にはその通りなんだ、問題は公立学校のことについて論じてゐる。だから総理が何だつたら長官はちよつとそれをお答え願ひたい。教育委員の権限を途中で削減する点と都道府県知事は公立学校の

教育については關与しないことになつておつたのに、今ここで大きく關与するといふようなことになることは、私はこれは立法上大きな問題があると思ひます。

れに基いて国の機関が指導行政をやるのが望ましいのか、監督行政をやるのが望ましいのか、いずれとお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 一般的にお返事するのはちょっとむずかしいですけれども、教育についての指導を与えるという事は必要だと思ひます。干渉はむしろいけませんと思ひますけれども、指導は必要だと思ひます。

○矢嶋三義君 どうもピンと来ないのですが、従来教育委員会法というのは指導行政が筋になっておったのです。このたびの制度からいくと、国が監督行政に転換するのです。そこに私は大きな問題がある。総理としては指導行政の方が適当だといふ御見解を持ていらるのですから、これはそれにいたしまして、これに関連して最近私学、私立の学校、これに対する文相の権限を強化するという動きがあるわけでありますが、私は私学はその自主性が尊重され、独特の学風の高揚というものが期待されなければならぬと思ひます。監督官庁が教育内容に干渉するといふことは好ましくないと思ひます。私学については相当の御見解を持つていらつしやる総理としては、必ずや一つの見識を持たれていられると思ひますが、どういふ御見解でございませうか、承わりたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私学についても、やはりその学校の学風というものが必要だと私は思つてゐるのです。どの学校も、大きく言えば慶応ならば慶応の学風、早稲田は早稲田の学風が、おのおのその学風を立てることに努力しておるわけでありませうが、そのことをくつがえすやうな干渉は、文部省

のすべきことではないと思ひます。文部省もそういうことはしないと私は確信しております。

○矢嶋三義君 私学についての関与権を強化するやうな、そういう立法はなさいませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) そういう必要はないと思つております。

○矢嶋三義君 最後に、社会教育の面について承わります。昨年鳩山内閣はこの新生活運動助成費として五千万円を文部省所管下に予算化しました。このたびはこれを内閣官房に移してその金額も一億円にしたやうでございませう。したやうでございませうと、どういふ御考えのものとにかやうな所管がえをされたのか。これを承わると同時に、私は時間がないから多くを聞きませんが、このたびの教育委員会法の改正の結果、私は社会教育というものが非常にもその自主性と中立性を喪失して、政治権力が介入してくるおそれがあると思ひます。具体的に申し上げますといふと、都道府県知事あるいは市町村長が自己の選挙の場合にこれを利用してやうな傾向といふものが現在すらあるわけですから、さらにそれが濃厚になつてくるおそれがある、私は日本の社会教育がその自主性を喪失するおそれがある、かやうに考える次第でございませうが、鳩山内閣としては学校教育、特に社会教育を通じて、そして日本の教育をあなた方が考えられて、内容をどうのえようとする意図のもとに、文教政策を推進してゐるのではないかとかやうに考えられていたし方ございませう。御所見を承わ

りたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 学校中立化といふか、政治に関与せしめないといふことは私は非常な必要なことだと思ひまして、ただいまおっしゃるやうな憂いがあるやうなことは、政府としてはやる気はございませう。

○矢嶋三義君 他の委員の質問もありますからこれで終わりますが、あなたの答弁は抽象論としては聞こえるわけなのですが、学校教育にしても、社会教育にしても、私が憂えてあなたにお伺ひしたことが、この法律案件の施行によつて実現される可能性が非常に強いわけですから、従つて私が冒頭に伺ひしたやうに、二大政党において共通の広場を持つて、そして日本の民主主義を育成していくといふ立場からも、今国内を大きく対立させているこの法律案件を今ここで数の力で強引に押し切るという態度でなくて、もう一歩あなた

は第一党の総裁、総理として、退いてそして慎重審議される態度をとられることは、私は日本の民主政治の育成のために最も大切なことと考える次第でございませうが、あらためてそれを承わりたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私のただいまの意見ですか。

○矢嶋三義君 ええ。

○国務大臣(鳩山一郎君) 教育の二法案を、私どもは必要だと思ひまして、決してこれを政治的に活動せしめるとか、学校の中立化をくつがえすとかいふ意味は毛頭持つていない、また急いでおらないのでありまして、誤解がその点にあつて、激しい争ひが生じてきたものと思ひます。まず話し合ひが足りなかつたといふことを、残念に

考へていただけです。

○荒木正三郎君 私からも二、三の問題につきまして総理大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

第一点は、鳩山内閣は占領政策の是正といふことを強く主張されておられます。しかし占領政策の是正といふことを持つておられるのでございませう。政府が今日とつておられるいろいろな諸政策を見ますときに、それは民主主義とは逆行する、民主主義にブレーキをかける、こゝういふ方向に進んでおるやうに感じられるのであります。そういう意味におきまして、私は占領政策の是正といふことに對しまして、非常な危惧を持つておるわけでございますが、特に教育の問題につきましては、私が申し上げるまでもなく、敗戦後の日本の教育は非常な刷新が行われたのでございませう。その刷新の基本になつた点は、申すまでもなく日本の民主主義を育て上げるという点にあらつたと思ひます。そういう立場に立つて教育のいろいろな制度が考えられて、そして実行せられて参つたのでございませう。しかし、民主主義といふのは、私は日本国民がみずからの努力によつてかち得たといふ切ることとは困難だと思ひます。やはり戦争、敗戦という結果によつて与えられた部分も少なくないと思ひます。そういう意味から申しまして、今日日本の現状はすべての国民が必ずしも民主主義を身につけて、そして血となり肉となつてゐると思へない、またあると思ひます。そういう意味において、今日こそ政治家といわず、学者といわず、あらゆる人が民主主義を

育てることにさらに努力すべきである、かやうに考へておるのでございませう。このことはおそらく私は総理大臣も異論を持つておられるとは思われないのでございませう。そういう情勢のもとにおいて、民主主義といふものを基盤にしてゐるのこしらえられた制度、そういう制度をまた民主主義が十分成熟してゐない今日、運営の面において若干の遺憾な点がある、あるいは屈曲に合わないといふやうなことで、にわかにこの制度を改変していくといふことは、私は民主主義の発展のために非常な障害をもたらしてゐるのではないかとこゝろを考へてゐるのでございませう。今日問題になつてゐる地方の教育行政についても、相当大きな変革を加へられよう、政府はしておられるわけですから、特に教育委員会制度は、発足してからまだ日が浅いのであります。この運営が十分にいつていない面もあるといふことは、これは私も認めます。しかし、そういうことだけを以つて、今日直ちにこの制度に大きな変革をきたすやうな改変を行う、こゝういふことでは、せつかくの民主主義的な訓練を積みつた現状において、その発展を阻害することおびただしいといふやうに考へるのであります。私は特に教育問題については、朝令暮改といふことは、いかなることがあつても、避けなければならぬといふやうに考へておるのであります。教育委員会制度が作られてから、まだ七年しか経過をしてゐないのであります。市町村において教育委員会が設置されてから、まだ三年しか経過をしてゐないのであります。しかも、この教育委員会制度が設けられた趣旨については、

総理大臣も何らの異論を持っておられないと思ひます。そうすればこういう貴重な制度にはもう少し時をかりて、なお政府においても、あるいは学界においても、いろいろの方面においてこれが育成強化をし、足りない点は補つていくというふうな態度で進んでいくことが、日本の民主主義を建設する上において重要ではないかという私は見解を持っていますのであります。そういう意味において今にわかに教育制度を占領政策の是正という名前だけで大きな変更を加える、こういうことにはどうしても賛成をしがたいのでございませう。そういう意味でこの教育行政の問題については、いましばらくその発展を期待して、そうして見守っていくべき段階ではないかというように私は考へておりますが、総理大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は占領中に実施せられたる諸制度、あるいは法律を改正したいと言ひましたのは、決して民主主義の芽をつもうとか、民主主義の発達を阻止しようとするという面では毛頭ないのであります。占領政策というものは、占領当初において占領国がどういう考へ方をしていたかといへば、第一の目的は、戦敗国、敵である日本を再び軍国主義にならないうようにすることにあつたと思ひます。これは当然だと思ふのです。軍国主義にならないようにするために、第一に考へたのは、弱い国にしてしまおう、まあ弱い国にしてしまへば、もう大丈夫だというのが第一の目的であつて、占領諸政策をやつたものと思つてゐるのであります。教育についても、簡単にいへば、歴史教育とが地理教育

などをやめてしまつて、日本人が地理、歴史についての信念を失うようにしよう、日本が再び独立国家として繁栄しないようにするという目的のもとになされたものと私は思つたのであります。これは正しい考へ方だと思ひます。今日外国、戦勝国たちが今日は日本もやはり相当の力を持つてゐることが、世界平和を維持するために必要だといふことを考へて、それで日本に助力を与えて、日本にも自衛力を持たして、そうして世界平和を保つ一助にしようと思つておるものと私は思つておるものであります。そういう意味で、私は占領中の諸政策を再検討したいといふことを言ひ出したのであります。なお、戦後の教育委員会制度、この運営上適当でない点を改めようとするものでありまして、この改正是民主主義の原則を改めようとするものでは絶対にないのであります。民主主義をほんとうに発達させていくのにはどうしたらいいだろうか。それはやはり幾度も申しました通りに、個人の尊厳を、お互いが自分自身の尊厳を尊重し得るやうに、尊重するやうにする制度を作り上げることだと思つております。

○秋山長造君 ちょっと関連して、鳩山総理はさういひましたと、日本を強くするといふことは、國民対政府という関係において、政府の権限を、權力を非常に強くする、こういうことと同じのことだといふやうにお考へになつてゐるんでしようか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 全くそんな考へは持つておりません。政府の権限を強くして、その國が強くなつたといふやうなそんなことを考へるといふことは……、そういうやうなばかげたこ

とは私は考へません。國民各個の人間が完全になるというところが、一番その國が強くなることなんです、實質上。○荒木正三郎君 この占領政策が日本の弱体化をはかる、そういう考へのもとに推進せられたといふやうに判断をするといふことについては、私には非常な意見がございませう。それからまた教育上の問題についても、歴史や地理を廃止してさうして日本の國民のこの自覚といふものを喪失せしめようとしたかといふやうに判断しておられることも、相当私は問題があると思つておるものであります。私は地理や歴史を教育してはならない、そういう見解を持つておるものではないと思ふ。しかし今日の教育が、鳩山総理が考へておられるやうに、歴史や地理が廃止されたといふふには私は考へておらないのであります。そういう点で、私は今述べられた意見については、相当問題が残つておると思ひますが、私が申しおる重点は、いろいろの民主主義を基盤にして考へられたいろいろの教育制度、この教育制度の運用について、國民がまだ十分習熟してゐないという面は私はあると思ふのです。しかし、それはこの短い経験においてすぐに要求するといふことが相当無理である。やはりかすにもう少し長い時間が必要ではないか、こういうことを言つておるのではありません。従つて朝令暮改式に何でも変えてしまふのだ、そういうことではない、もう少しこういう制度を見守つていくという態度が必要ではないか。こういうふうになつておるわけなんです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 教育制度を朝令暮改するといふやうなことは、非

常に悪影響を及ぼすものと、私もその点については同感でございませう。○荒木正三郎君 その次の問題といひまして、この世論に耳をかくすという言葉がございませう。今度政府が出された法案に對しまして、非常に世論の強い反対があるといふことについては、総理大臣も御承知だろつと思ふんですが、この世論の強い反対があるといふその世論を、どういふやうにして政府も國會もこの世論を聞くかといふ問題、そういう問題について私は総理大臣にお伺ひしたいと思ふんですが、もちろん政党政治でございませうから、はつきりした政策を打ち出して、そうして選挙の際に國民の批判を受けるといふことは申すまでもないことではあります。しかし、われわれは國會においてこの法案を審議してゐるやういふ段階において、非常に強い世論があるといふ場合に、どういふ方法でこの世論に耳をかくすか、これは國會においても言ひ得ることではあります。政府においても、一たん政府の考へに基いて提案を國會にした。しかしそれに対しては非常に強い世論の反対があるといふ場合に、総理大臣はこの世論に耳をかくさう、そういう態度をとられるのか、あるいは先ほどお話をあつたやうに、これは誤解に基くんだ、あるいは法案の理解が十分でないのだ、そういうことで片づけて押し通そうとせられるのか。私は民主主義制度のもとにおいては、すなわちここの強い反対に對しては耳をかくすべきではないか、こ

○国務大臣(鳩山一郎君) 國民の多数

の意見が政府の提案に反対だといふことが明瞭であるならば、それはその國民多数の意見に従うのが私は當りませんと思ふので、政府はかように考へていないのであります。教育委員会制度につきましても、その改正については世間の意見といふものは賛否まちまちだと私も見えております。反対論のうちには、法案の内容を誤解してゐる向きもありますので、そういう誤解を解くことに努めていくことが必要だと思ひます。それから民主政治といふものは、あなたのおっしゃる通りに、國民の意見が基礎になつて行かれていくのでありますから、國民の多数の意見に耳を傾けないことを政府がやりますれば、次の選挙において、かくのごとき政府といふものは惨敗をくらうのは當りまゐなことであつて、そこに政変が起きて、悪い政治といふものは葬られる。専制政治のやうに、政治家が考へる一つでも右にいき、左にいくといふのなら、非常に危険ではあるけれども、直截明確で非常に結果を上げられる場合に、非常に危険性がある。しかし、民主政治の方はさういふやうな長所はありませんけれども、しかしながら悪い政治をやれば、必ずその政府は倒れるという制裁があるのではありませんから、政府が世論に耳を傾けないで間違つた政治をやれば、必ずその政府は倒れていく。次に國民の意思に沿うところの政府ができるはずでありますから、民主政治といふものは、さういふ長所があるから、あまりに御心配にならなくていいだらうと私は思ふのです。

○荒木正三郎君 衆議院のこの法案に

対する様子を見ておりました。自民党と社会党の意見の対立というものは非常に激しいものがありました。私は教育の問題につきまして、こういう激しい対立の中にあつて、ただ、国会における多数をもって押し切ればよい、そういう形において押し切られておることに対して、国民は非常な不安を感じておるといふに私は思つておるのであります。その後新聞論調などを見ても、あるいは国民のいろいろな意見を聞きましても、参議院の良識に期待する、こういう声は相當強く起つておるに感じておるわけでございます。もちろん政党内閣の政策を決定してこれを強力に遂行するといふことについて、私は抽象的に異議を呈さんでおるわけではありませんが、しかし非常に激しい対立のあつた問題、そういう政策がたゞ多数をもって強力に推進するといふことだけでは、現在あなたの方では衆議院においても絶対多数を持っておられます。それから参議院においても過半数の、あるいは過半数に近い勢力を持っておられます。これを押し通そうとすれば、それはできることではあります。しかし、ここに国民が参議院の良識に期待するといふふうな声を出しておるかどうか、これは、一つの政党が決定した政策、これを多数をもって通すといふことでは、現状の衆参両院において、私はその考えは実現されると思つておる。同じような態度でもつて、そうしてこの審議段階においても、国民の声を十分反映するといふ手段をとらないならば、私は二院制度というものは必要がなくなつてくると思つておる。この点はもう少し申し上げま

すが、衆議院において多数をもって押し切り、同じ態度をもって参議院においても多数をもって押し切るというならば、参議院の存在というものはなくなつてしまふ。ここに国民が参議院に対して良識を期待しておるといふ点があると思つておる。そういう意味において参議院の審議においては、私は特別な期待を国民が持つのは当然であり、また、われわれはそれにこたへなければならぬ、かように考えておるわけでございます。そういう点について総理大臣の御所見を伺いたいと思つておる。

○国務大臣(鳩山一郎君) 二院制度をとつておられます以上は、今荒木さんのおつしやる通りに、参議院は参議院としての良識をもって別個に取扱われるといふことが理想だと私は思つておる。○荒木正三郎君 総理がそういうお考えを持っておられるとすれば、参議院の自民党として、衆議院と同様な態度といふものは若干は正しなわけでは、総理が期待しておられるような、こないと私は思つておる。そこに総理は自民党の總裁でもあるわけであり、参議院の議員諸君に対して、自民党の議員諸君に対して、党の決定であるから、これを強行するのだ、そういう態度を緩和することを總裁として考えておられるかどうか、そういう点を伺いたいのであります。そうでなければ、総理がおつしやることは参議院において実現されないわけであり

よつて行動せられるものと私は信じます。○荒木正三郎君 私は、専断は参議院においておるや、衆議院と同様な形を現れてくるのじゃないかといふことを考へておられます。そうして国民が参議院の良識に期待するといふ期待は、裏切られてしまふという結果が現れてくる、こういうふうな考へておるのではありません。そういう意味において、私どもは今日この参議院の良識に期待するといふ国民の声をこの法案の審議において反映するように努めたいといふ考へを持てている一人であります。そういう意味で総理大臣の御所見を伺いたいと思つておる。この問題についてもう少し、参議院には緑風会といふ会派もございまして、自民党、緑風会、社会党の間において、この世論の動向についても忌憚ない話し合ひをする、そういう機会を作るような御努力を願はないかどうか、委員会において質疑をし、やつていけば十分であるとまあ総理はお考えになつておられるけれども、それが、それだけでは私は十分でないと思つておる。もう少しこの問題は、世論の動向から考へても、また衆議院の審議の状況から見ても、この参議院の各会派においてもう少し忌憚ない話し合ひをするといふ、そういうことに自民党の總裁として御配慮願ふことはできないだろうかといふことをお尋ねをいたしまして、私は質問を打ち切る考へておられます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は、よく話し合ひができて、円満の通過をこいねがつております。○湯山勇君 各委員からいろいろ御質問がありまして、時間もあまりありませんから、私は質問の過程を通じて疑問に思つておる点を、総理から伺ひたいと思つておる。それは、この法案について国民がいろいろ不安と誤解を持てているといふことを総理がおつしやりました。また占領政策の是正についても国民はいろいろ不安と誤解を持てている。今回の参議院選挙においては、総理は、国民に対して占領中にできた諸法制、諸制度を改革する必要があるかどうか、そういうことを聞きたい、こういうことを言つておられたと聞いておりますが、このことには間違ひございせんか。○国務大臣(鳩山一郎君) 国民が……ちよつとしまいがわかりませんが、それが……

○湯山勇君 もう一度申し上げます。国民に対して今度の参議院選挙においては、まず第一に、国民に対して占領中にできた諸法制、諸制度を改革する必要があるかどうかといふことを国民に聞きたい、こういうことをおつしやっておられますが、この点は間違ひございせんか。○国務大臣(鳩山一郎君) 政府が考へておることを国民によく徹底させたいといふことは言ひました。

○湯山勇君 それはそういうことも、もちろん総理はおつしやっておりますけれども、四月の十九日の社会労働委員会におきましては明らかにこういうふうにおつしやっております。『国民に対しては、占領中にできたところの諸法制、諸制度の改革をする必要があるかどうかといふことについて国民の意見を聞きたいと思つておる。』その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

○湯山勇君 誤解を解くといふのは軍備について、軍備拡張について抱いておる誤解を解く、それから諸制度、諸法制の是正を考へるかどうかといふことについて国民の考へを聞きたい、言つておられるわけですから、教育の問題というのは、先般の御答弁にもありますように、占領中の諸法制、諸制度の再検討、この範疇に入らぬと思つておる。そうすれば当然総理はそれはいいいかどうかといふことを国民に聞くといふ、その中にこれは含まれるべ

きだ、こう解釈いたしますが、間違いでございましょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたの御質問の趣旨がわかりました。この現在提出しております政府提案につきましても国民の意見を問うて、そうして提案をし直すというような気分は持つておりません。

○湯山勇君 そういうことでございませう。占領中にできた諸法制、諸制度の是正について国民の意見を問うという中から、ただいま御提案になつておる分は省いておると、こういうことでございませうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) まあそういうふうに理屈詰めに言われると、すべて国民の意見を聞いてからやりたいというふうな気分になるのですけれども、ものには緩急がありまして、政府でいいと思つたことは、やはり片っ端からやっていく義務もありますので、それでまあ政府でいいと思つたことはやり出したわけです。

○湯山勇君 総理のお気持は大へんよくわかりました。そこで今おっしゃつたように緩急があるということについてでございませうけれども、私はこの問題は総理がどう御把握になつておるか存じませうけれども、そう急を要する問題ではないと思ひます。それはどういふ意味かと申しますと、この法律の特に市町村教委の設置につきましても、昭和二十七年に一年延期するといふ政府の態度が表明になつておりましたのが、急に解散になりまして、全く逆な方向に、置かないという方向から急転、置くこととなつて、わずか二カ月の間に誕生しております。それでも、とにかく国民はこれをこなして参ります。

した、今日まで。当然総理がお考えになつていらつしやるように、参議院の選挙は七月に行われます。そうすると、そのあとで国民の意思に従つて臨時国会をお開きになりまして、おくれる期間はごくわずかでございます。せいぜい半年もお延ばしになれば、総理が今お答えいただいたような、国民の意見を聞いてこの法律を通すことができます。しかもこの問題につきましても、全国の有権者はほとんど父兄でございませう。どんないなかへ参りまして、この問題についての批判はできずございませう。なお例をあげて申しますならば、放送法は政府がお出しになると言つておられたのですけれども、これは提案を見合はされることになつたと聞いております。先般医薬分業など、お医者さんと薬屋さんの対立がひどかつたときには、これを順次延期して、最終段階で一年三カ月延期したことによつて、両者歩み寄りが出て、今日の状態になつております。緊急を要するといふ言葉の把握は、かんにもよりますけれども、私は半年、一年を争うような問題ではないと思ひますが、総理はどうお考えでございませうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 政府としては、世論は政府の方針を支持するものとなつていらつしやいますか。

○湯山勇君 ほんとうに総理は、世論は政府の方針を支持するものとなつていらつしやいますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいま湯山さんのおっしゃつたのは二十七年のことですね。二十七年以来ずいぶん歳月を経まして、その間に国民の意見は熱してきたと考えております。

○湯山勇君 昨日文部大臣にもお尋ねしたのでございませう。総理にもお聞きしなければならぬことになりましたが、それでは、国民の過半数あるいは大多数が、この法案は待つてもらいたい、あるいは、この法案に反対だといふ明確な意思表示があつた場合には、総理は考え直される御用意がございませうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) そういう場合には検討したいと思ひます。

○湯山勇君 これをなお追及すると長くなりませうから、検討するという総理のお言葉を信頼いたします。

次に、ここでお聞きしております、総理は非常によくものわかつた方のように私は感じるのでございませう。(笑声) ほんとうでございませう。(どこでもそうだ) そんな失礼なことを言つちやいかぬよ」と呼ぶ者あり) ところが、その総理が、これは自民党の總裁として先般衆議院で中間報告を求めて強行採決をされました。これは何と申しましても総理であり、党の總裁であるという立場から、その全責任は総理にあるといふことは否定できないと思ひます。こういう事実を見ますと、今のような失礼なことを言わなければならぬので、大へん私としても残念なことだと思ひますが、あの最後の段階におきましては、自由民主党と社会党の言ひ分の違いは、一日待つたかなにか、四日にするか、五日にするか、わずかの一日の問題であつたといふことは総理も御存じの通りでございませう。それをどうして一体あいつうふに強行採決されたか、総理の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 政府として

は議院規則を破つたといふことは絶対にありません。議院規則に従つてやつたのであります。決して違法な手続によつて成立したものではありません。

○湯山勇君 私は手続が違法だとか、あるいは違法でないとか、そういうことをただいまお尋ねする気も持つておりません。ただ衆議院におきまして一日、二日の問題で、あれだけ混乱と世間の批判を受けるようなやり方をどうしてなさつたのですかといふことを、お尋ねしておるわけでございませう。

○国務大臣(鳩山一郎君) 衆議院の文部委員長が委員会を開きませんので、やむを得ずあの処置をとつたのださうであります。

○湯山勇君 とつたさうでありますといふ御答弁は、やはり不満であります。○国務大臣(鳩山一郎君) じゃそこを削ります。不満の点だけ削つて下さい。文部委員長が委員会を開かなかつたがゆえに、やむを得ずとつた処置でありませう。

○湯山勇君 そういう事実は総理は御存じないので、文部大臣が横の方から何か書いて渡したために、総理はそういうことを言わなければならぬことになつたのでございませう。(笑声) 文部大臣が、(しゃべつたつて書いてたつて同じじゃないか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ちよつと妨害しないで下さい。文部大臣が妙なものをお渡しになるから、取消してくれと言わなければならなくなつたので、大へんお気の毒でございませう。そこでそのことを私はただ追及するのではなくて、あつたことが国民の政治に対する信頼をだんだん失わしめる要素になつてい

くといふことを、総理は十分御認識になつておられると思ひます。さらに私が申し上げたいことは、そういう問題がそこだけでどまらぬならば、それはまた、私は国会内の政党の対立ですから、やむを得ない面もあるかと思ひますけれども、事は文教の問題でございませう。教育の問題でございませう。さういたしますと、この法案をめぐつて今国内に起つておる事態の顕著なものをあげてみますと、この法案が通らなければ町村長は重大な決意を持つておるといふ意思表示をしております。

さらにまた、全国の教育委員会の委員の諸君は、同じようにこの法案を強行すれば、重大な決意があるといふことを申しております。さらにそれだけではありません。この法案を審議する私ども野党の立場の議員も、おそろく与党の議員の各位も非常に苦慮しておられるし、委員長もまた同様だと思ひます。そこでこういう事態に追いこんだといふことは、法案のよしあしは別としても、こういう時期にこういう法案を出したことによつて、ほとんど抜き差しならない立場に全国が陥れられてゐる。こういうことになつておると思ひますが、この事態に対して、総理は一体どういふ御見解とこれに対する対策をお持ちになつておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 重大な問題については、激しい争ひが生ずるといふことは、これはやむを得ません。やはりそこは勇氣をもつて、いいと思ふ方をとつて、これを実行に移していくよりほかには道はないと思ひます。

○湯山勇君 総理の御信念はよくわかりました。けれどもですね、たとえば

医業分業の場合とか、昨日田中委員が例におあげになった農薬団体の問題とか、そういう問題ならば、これは直接これによって影響を受ける者は選挙権を持ったおとなでございませう。だからこれに対抗するそれぞれの判断も手段も持っておるわけですから、このような中で町村長が重大決意を実行に移しても、大へんだし、教育委員が重大決意を実行に移しても、これまた大へんです。そしてその犠牲になるのは、子供でございませう。そういうことを考えますと、もう少し事前に共通な話し合いの場を持って、御提案になる前に、共通な話し合いの場を持って、そういう事態の起らない態勢をとった後に、総理が御提案になられるというところが私は望ましい、という法案の提案の仕方だと思ひますが、総理はどうお考えでございませうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 重大問題については論争が激しくなるということ、これはまあ自然のやむを得ざる趨勢だと私は思ひます。教育委員会の改正問題は、ずいぶん前から長い間の懸案であります。で、そういうような情勢が生じてきたものと考えます。しかし、関係団体の方面では、良識をもって善処してもらいたいということを期待いたします。

○湯山勇君 そういうことは私も、そう願ひたいと思つたわけでも、総理が先ほど御答弁になりました中に政府のやり方が悪ければ、それは次の選挙において批判をされて政府が倒れる、こういうことをおっしゃいました。しかし、こういうことが今日の政治の何といひますか、行司役と申しますか、行き過ぎを是正する道だという意味の

ことをおっしゃいましたけれども、教育に關する限りは、私は今総理のおっしゃったような観点だけからおやりになるというよりは、非常な問題があると思ひます。たとえば今こういう法律を、衆議院でやつたと同じような方法を強行されて、国民の批判を受けて、次に別な政権ができた仮定いたしますと、そのやり方は全部変えなくてはなりません。そのときにまた別な人と直接教育を受ける子供とは別でございませう。そこで私はこういう教育に、子供に影響のある法律というものは、たとえそれがいいとしても、よければいいだけに、国会でこういう事態を起さないように十分慎重な扱いがあつてしかるべきではないか、また端的に申しますならば、これは私一人の考えでございませうけれども、三分の二議決とか、あるいはもっと多数の賛成でできるようなそういう体制をこそとて考へますが、総理はこの点については、どう御見解をお持ちでございませうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 教育が非常に重大なる政治であるということは、これはもとより言うまでもないことであつて、政府としては慎重審議をもつてこの問題を検討して、その結果提出したのでありまして、決して党略を考え、党利を考えてやつた問題とは違ひます。

○湯山勇君 最後に、時間が参りましたから総理に御要望申し上げ、かつ御答弁いただければいいと思ひます。それはこの法律に対して国民が非常に不安の念を持つておる。そのことについては総理もお認めの通りでござ

います。そういう不安の念というものが、あるいは総理の言葉をもつてすれば、理解が足りない、誤解からきておるというように言つておられますけれども、私は必ずしもそういうふうには言ひ切れなかつたと思ひます。それは從來私もがたびたびあのサンフランシスコの条約ができたときには憲法改正するんじゃないか、ということを申し上げておりました。当時政府は憲法改正は絶対しないということを言つておられました。それからその後は憲法は軽々に改正すべきものでない、こういうことになり、今日では憲法改正するといふことを総理も明確におっしゃつておられます。私も今はこの法案に対していろいろ心配な点をあげておられますけれども、言論の自由を圧迫するんじゃないか、あるいは権力支配になるんじゃないかといふ心配をあげておられますけれども、私の心配が事実にならないことを願つておられます。けれども残念ながら、軍備の問題にいたしましても、憲法の問題にいたしましても、私も心配した通りですが、そしてまた当初にはそういうことは絶対にないんだ、万一にもそういうことはないんだと言われたことが、万が一になり、百一になり、十一になり、敵然たる事実になつてきておるのでございませう。そういうことを見ますと、単に誤解だとか、あるいは取り越し苦労だとか、そういうことだけでは、この際私も引かざるわけには参りません。そこでお願い申し上げたいことは、本日総理の御心境を承知いたします。私もこの法案に対する総理の態度として、衆議院のやり方から見て、心配しておつたような点は若干思ひ過

してあつたということが、私には理解できまして、けれども私にはそういうことが理解できたからといって、国民の不安なりあるいは現在これに對して意見を述べたおる報道関係者の意見なり、あるいはその他學者たちの不安は、まだ総理の御意見だけを聞いただけでは、決して解消してはおりません。そこでこれを解消させる道は、本院におきまして十分国民の納得のいくような審議を尽くす、総理としても總裁の責任はしないといふことを責任をもつてやつていただく以外に、今日の段階においては、とるべき手段はないと思ひます。このことも総理はよくおわかりいただけたと思ひますので、この点に對して総理のお考えを最後にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 教育委員会の改正問題も、ずいぶん長い間の懸案でありまして、私も諸君の良識を信頼いたしまして善処せらるることを期待しております。

○矢嶋三義君 関連して一言だけ。総理は大へん多忙のために、われわれ十分たずねるべき点をたずねることができなかったわけですが、今後総理の答弁を基礎に担当文部大臣を答弁者として、われわれ審議して参りますが、私は最後に関連して総理に要望し、お尋ねをいたしておきたい点は、私が質問申し上げましたように、わが国は初めて二大政党内閣になりました。二大政党内閣における党首の權威というものは高いものであると同時に、責任はきつめて重大でございませう。特に第一党の党首においては、格段にその重さは重いと私は考えます。政治は実践でございま

す。先ほどわれわれは承知しまして、確かに総理はわれわれの納得のできる御発言がございましたが、あくまで政治は実践でございませう。私は責任ある第一党の党首として一つしつかりやっていたいただきたいと思つたのでございませう。従つてここで私は総理にお耳に入れておかなければならぬことは、全国の学生諸君は、政治權力の介入による国家統制の教育を押しつけられるのではないかと心配しております。また、青年諸君は青年団を官製化するこ

とによつて、軍人要素充足の社会教育を施されるのではないかと、かように心配をいたしております。また、これと関連いたしまして全国の教職員はその身分を、生活を脅かされ、特に女教師といふものはあるいは四十五才、あるいは主人次第では、三十二、三才で整理されるというような男女不平等の行政下に、その政策を非常に批判いたしつづけています。で、さらに私はお耳に入れておきたい点は、あなたのこの文教政策から、このたび国会に提出された予算案では、学校図書館費で千六百八十三万円減、定時制教育通信教育費で四百八十八万円減、理科教育振興費で二千三百三十三万円減、産業教育振興費で七千五百六十九万円減、私学振興費で五千九百九十九万円減、かような予算を出されて、また一方、収入面では二億二千九百九十九万円減、かような算を出されて、さらに、学校農場及演習林の収入を一億五千万円増徴する、かような政策の結果、父兄はその教育費の負担増についても心配いたしておる。これが鳩山内閣の最近の文

教政策の傾向なんです。あなたが先ほどわれわれ同志三人にお答えになった言葉からすれば、これは私はすべては背反しておると思う。政治は実践でございす。第一党の党首として、さらに鳩山内閣の總理として、先ほど湯山委員からずいぶんと要請があったようですが、心静かに御検討なさって、参議院自民党にも本法律案の審議に當って、あくまで慎重審議の態度をとられるように御指示願いたいことを御要請申し上げておきます。よろしくございすか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 参議院の諸君の良識に私は信頼いたします。あなたが、日本を軍國主義にする考え方を政府が持っていて、それを学校教育に及ぼしていくというふうなお話がありました。そういうふうな気持のお話がありましたが、そういうことは絶対にありません。再び日本を軍國主義にするというふうな考え方を持っておる閣僚は一人もありません。

○委員長(加賀山之雄君) それでは總理大臣に対する質疑の御通告者で、本日御出席の方の質疑はこれで終了いたしました。

各委員にお諮りいたしますが、文部大臣まだ御出席でございすが、日程が、大へん来週の日が多いうふうな事情もございす。できるだけ審議を尽くすべきだと思いますが、あと一時間ばかり御勉強いただいて、文部大臣に御質疑をなさることについて、いかがでございすか。

○笹森順造君 ただいまの委員長の御発言のごとく継続を希望いたします。(きょうは午前中です、反対「賛成」と呼ぶ者ある)

○矢嶋三義君 議事進行について、お互いに委員長、理事會というのを持ちまして、本委員会の運営を協議してやつておきます。先般本委員会です、土曜日は午前中という事で、委員長が委員長、理事會打合せの結果御報告なされ、本委員会です承されましたので、私もきょうの午後の計画をいたしておりますので、委員長におかれましては、理事會の申し合せの線に沿って、委員会を御運営いただきたいことをお願い申し上げます。

○委員長(加賀山之雄君) 議事の都合によりましては、午前中のものが一時ごろになるようなことは、これはどうもあまりけつこうではないのであります。午前中という考え方でございすけれども、院としてまああることでは、午前中という考え方でございすけれども、確かに理事會においては午前中というところにいたしました。ただ私は明週の日が多いうことを非常に気にいたしますので、できるだけ先ほどの御意見にもございまして、本委員会として、静かにできるだけ審議を尽くしたいという気持ちで御諮りをしておるわけですが。

○笹森順造君 やはり私も今の議事進行に關して発言させていただきます。先ほど来熱心な皆さん方の御審議、しかもその中でなれた慎重審議したいという事でございまして、これは本委員会に託された使命であるとも存じます。従って委員長が仰せになりましたように、理事會等の申し合せ事項は午前中という事であります。この午前中という事であります。今承わっているのではありませんけれども、慣例に従いまして、大体一時間ぐらい延びた例はございません。従ってこの午前

中にやるという委員長の意味において、慣例に従って今委員長の発言されたような時間内においての延長をして、この審議を進めて、この貴重な機会を持ち得ることを期待します。なぜなら、これから引き続きいろいろの休みが続きますることから、審議もいろいろな遅滞をするというのを憂えますので、国民的関心も非常にありますので、この議論あるいはまた質疑は、大体一方面的に偏しているようにも考えられますので、国民の前に正しい判断と理解を得るために、やはり他の意味における質疑をしたことも、これまた慎重審議のためにいいと思ひますので、ぜひこれを皆様御海容願ひ申し上げます。(今の発言について賛成「継続」と呼ぶ者あり)

○委員長(加賀山之雄君) それでは委員長において、あまり時間が長くなりな範囲で一つ質疑を……(異議がある「と呼ぶ者あり」)

○秋山長造君 それはただいまの笹森さんのせつかくの御意見ですけれども、慎重審議ということは大上段に振るうという事は、大へん筋が違ひと思ふ。それは筋が違ひです。慎重審議ということとは、會議を運営していく根本原則ではあるけれども、それが直ちにだからあの理事會で、ついおとこの理事會で、土曜日は午前中、正午までという事は、もう繰り返し皆さんお立ち会ひの上で、しかも来週のことをも十分話し合つた上で、全くこれはもうみな納得、十分納得した上で約束されたことなんですから、だからその約束だけはきちと守るようにして運営していただかんと、これはもう慣

例によつてとか、何とかそんなこととはつてつた理屈だと思ふ。私は絶対反対します、そういう運営の仕方は。○委員長(加賀山之雄君) わかりました。委員長からお答えいたします。理事會でいろいろ御相談してききましたことは、ほかにもございす。だから一点だけを取り上げられても、委員長としては取り扱ひかねるのでございまして、他の事柄も理事會でききました事柄は、きちときめてその通りやっていきたい、委員長はさように考えております。(賛成「と呼ぶ者あり」)

○秋山長造君 土曜日も、そう長く御勉強願ひつてもございせんが、せつかく文部大臣も出席しておられますので、文部大臣に対して質疑を継続願ひます。(委員長、ちよつと「いや、もうそれでいい」話をまとめるためにやっているのに何言うのか」と呼ぶ者あり)ちよつと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(加賀山之雄君) 速記をつけ文部大臣に対して御質疑があれば總括質問をお願いいたします。

○秋山長造君 そんなでたらめな運営があるか、それは間違ひですよ、約束通りきちとやつて下さい、私は帰ります。

○笹森順造君 地方教育行政の組織及び運営に關する法律案並びにその施行に伴う關係法律案が、去る三月十二日内閣から参議院本會議に提出せられまして、その際に文部大臣が趣旨の説明をせられましたときに、私は基本的な要点について質疑をいたしました際に、首相並びに文相の御答弁がありましたし、また、本日も首相に対する本

委員会の委員の間に質疑応答がかわされました。私もその質疑に對しましては、なおその意を尽しておらない点がございすので、總括質問の意味において若干のことをお尋ね申し上げたいと思ひます。

そこで第一点は、先ほど来、この法案は教育の基本法をそのまゝ堅持して、その思想の上に立つてやるものである。すなわち、教育の目的並びに方針をあくまで堅持して、その上にこの法案というものが考えられたものである、こういうことを言つておられるのであります。これがやはりあくまでも基本法の目的及び方針を貫くという精神によつて、この法案が最後まで貫かれておるものであるかどうか、この点を文部大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(清瀬一郎君) この法案は、地方の教育行政の組織、運営でございす。教育の根本となるべき教育基本法初め、学校教育法等の目的は少しも変える考えでございせん。

○笹森順造君 そこでお尋ね申し上げたいのでありますが、教育基本法の制定の當時の事情、つまり昭和二十年の十月に連合軍が日本國家の諸制度の改変を考えました際に、単に制度の改変だけでなく、その國民の持つておりまする思想、感情の中まで入つてこれを變革していかうと、こういう意圖があったことは事実でございす。そのねらいのもとに、この基本法というものが発足したという當時の情勢について、今どういふ工合に文相は御判断なさつておるかお尋ねいたしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) この基本法制定のときは、私は議席を持つており

ませなんだから、当時いかなる発言、いかなる審議によって制定されたかは、直接のこととしては存じません。しかしながら、これに至るまでの経過は、文献その他によって調べております。これができまるる来歴は、占領軍がわが国を占領したのは、昭和二十年でありましたが、五年のうちにマッカーサー司令官は教育の改革を企図したものであると思ひます。二、三の重要な指令も出ております。そのうちに先刻問題となった歴史、地理、修身をやめるということがあった。翌年一月にアメリカの教育使節団の派遣を要請し、教育使節団は三月より来まして、日本教育家の援助を得て日本の教育を調べ、その上に一つのレポート、報告を出してあります。それらを基礎といたしまして日本で教育刷新委員会なるものができております。その答申等も参酌されて、その当時の考えで、戦後の日本の教育の基本として、これが提案され議決されたものと、かように私は承知いたしておるのでございます。

○笹森順造君 その際に、司令官の考え方といたしましては、従来の日本の教育の中に超国家主義的なもの、軍国主義的なものがある、これを普及することを禁止すると、こういう考え方が多分に含まれておる。この影響をこの日本の教育基本法が多分に受けておると、こういうことをお考えになりますでしょうか、なりませんか、

○国務大臣(清瀬一郎君) 今述べましたアメリカ使節の報告の中には、超国家主義は排除すべきものだといふ意味のことが掲げられております。間接あるいは直接にそれが影響していること

は事実と思ひます。

○笹森順造君 極端な国家主義を禁止した結果、日本民族の自覚を失つたなり、自己を卑下したりするようなことになったと、こういうことになって今日日本の教育にある欠陥をきたしたという場合には、お考えにならないであります。つまり、強大な軍備の力はそれに劣る軍備を、あるいはまた武力を倒すということが、これはあり得ることだと思ひます。しかしながら私考してみますと、民族の持つております歴史的な価値の蓄積というものと、あるいはまた、文化的な教養の信念は占領政策の武断政策によつてはこれは滅却されるべきものではない、ここに私はむしろ尊いものが、そういう訓練を越えてなお民族の教育の上に確立されるべきものがあるのじゃないかと、こういう信念がありますので、これに對しますところの御判断を、今の御心境においていただきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) この教育基本法が提案された時分に、あのときは参議院にやなく貴族院でございまして、ある貴族院議員は、これに國を愛する趣旨が一つも載つておらぬじゃないか、第一案です。項目といひますか、あげた眼目は人格の完成、平和主義、真理と正義の愛好、個人の価値、勤労責任及び自主精神、こういうことはあるが、愛國の文字が少しもないという質問が出ております。たしかまだ生きておられる佐々木惣一博士だと思ひます。それに対してとときの文部大臣は、平和的な國家及び社会の形成者と言つておる、國家という文字があるからして、やはりこの中に含んでゐるのだと

いうことをとときの文部大臣は答えております。しかし、この第一案をさらっと見ると、それだけでは私は國に對する忠誠の心の表現は薄弱と思ひます。

その当時の文部大臣はそう答えるよりは、いた仕方がなかつたんだらうと思ひます。何分わが國は占領最中でございします。そういうふうには私はあの連記録を讀んでおるのであります。自來、この教育基本法を施行いたしましてほとんど十年になりましたが、世の中では今日の國民思想について、いかにも青少年がコスモポリタンに陥つて、真理と正義を愛することはいいが、日本國民だといふ自覚が少いという批判はあります。われわれはよき伝統はこれを守つて、新しく進むことには勇敢に進もうといふ保守主義者でございします。そこで今回の法律は現在教育基本法があるんでありますから、これに従つてやつておるので、一点俯仰天に恥じることはございせんが、しかし教育のこの状態をこのままではいかにどうかは、別に臨時教育審議会なるものをお作り願ひまして、そこで別に御審議を願ひまして、そういうことはこの地方教育行政の組織またはその運営においては、法律が改正にならないのになつたような心持でやるわけにいきませんから、本案としては現在の教育基本法をそのまゝ正直に守つていく案に相なつております。

○荒木正三郎君 ちょっと委員長、関連……

○委員長(加賀山之雄君) 笹森さんよろしくございしますか。(発言は承認を受けてやれよ)「だから承認を受けているじゃないか」「やがましき言うなよ」「それじゃ休憩してやろう」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)お静かに願ひます。勝手な御発言はおやめ下さい。

○笹森順造君 私は発言中でありまして、質問が半分になっておりますから、どうぞもう一言言つてから、委員長において関連をお許し願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) それじゃ荒木さんにもちょっとお待ち願つて。○笹森順造君 ただいまの文部大臣の御発言は、この問題の大意をとらえて御所見をお述べになつたものだと考えられます。つまり、この日本の國にはやはり古來からわが民族の中にあつた美点、しかもそれは普遍妥当な真理であると考へられるものが多々あると、私も確信を持っております。あるいは世界同胞主義であるとか、あるいは博愛の思想であるとか、そういうようなことは、わが日本の民族歴史の中に、教育伝統の中にあつたものと、こういう具合に私はむしろ感じておるわけでありまして。従ひましてこの教育基本法に掲げてあります、ただいま引用なさりましたことの中に、つまり個人が社会に對し、個人が國家に對するところの責任、つまり國家の形成者としての存在という問題が十分に考へられなければならない、あの言葉には非常なうんちくがあると私は考へてゐる。そこで先ほども総理大臣がや

るものがあると思ひます。たしかまだ生きておられる佐々木惣一博士だと思ひます。それに対してとときの文部大臣は、平和的な國家及び社会の形成者と言つておる、國家という文字があるからして、やはりこの中に含んでゐるのだと

いうことをとときの文部大臣は答えております。しかし、この第一案をさらっと見ると、それだけでは私は國に對する忠誠の心の表現は薄弱と思ひます。その当時の文部大臣はそう答えるよりは、いた仕方がなかつたんだらうと思ひます。何分わが國は占領最中でございします。そういうふうには私はあの連記録を讀んでおるのであります。自來、この教育基本法を施行いたしましてほとんど十年になりましたが、世の中では今日の國民思想について、いかにも青少年がコスモポリタンに陥つて、真理と正義を愛することはいいが、日本國民だといふ自覚が少いという批判はあります。われわれはよき伝統はこれを守つて、新しく進むことには勇敢に進もうといふ保守主義者でございします。そこで今回の法律は現在教育基本法があるんでありますから、これに従つてやつておるので、一点俯仰天に恥じることはございせんが、しかし教育のこの状態をこのままではいかにどうかは、別に臨時教育審議会なるものをお作り願ひまして、そこで別に御審議を願ひまして、そういうことはこの地方教育行政の組織またはその運営においては、法律が改正にならないのになつたような心持でやるわけにいきませんから、本案としては現在の教育基本法をそのまゝ正直に守つていく案に相なつております。

○荒木正三郎君 ちょっと委員長、関連……

○委員長(加賀山之雄君) 笹森さんよろしくございしますか。(発言は承認を受けてやれよ)「だから承認を受けているじゃないか」「やがましき言うなよ」「それじゃ休憩してやろう」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)お静かに願ひます。勝手な御発言はおやめ下さい。

○笹森順造君 私は発言中でありまして、質問が半分になっておりますから、どうぞもう一言言つてから、委員長において関連をお許し願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) それじゃ荒木さんにもちょっとお待ち願つて。○笹森順造君 ただいまの文部大臣の御発言は、この問題の大意をとらえて御所見をお述べになつたものだと考えられます。つまり、この日本の國にはやはり古來からわが民族の中にあつた美点、しかもそれは普遍妥当な真理であると考へられるものが多々あると、私も確信を持っております。あるいは世界同胞主義であるとか、あるいは博愛の思想であるとか、そういうようなことは、わが日本の民族歴史の中に、教育伝統の中にあつたものと、こういう具合に私はむしろ感じておるわけでありまして。従ひましてこの教育基本法に掲げてあります、ただいま引用なさりましたことの中に、つまり個人が社会に對し、個人が國家に對するところの責任、つまり國家の形成者としての存在という問題が十分に考へられなければならない、あの言葉には非常なうんちくがあると私は考へてゐる。そこで先ほども総理大臣がや

るものがあると思ひます。たしかまだ生きておられる佐々木惣一博士だと思ひます。それに対してとときの文部大臣は、平和的な國家及び社会の形成者と言つておる、國家という文字があるからして、やはりこの中に含んでゐるのだと

いうことをとときの文部大臣は答えております。しかし、この第一案をさらっと見ると、それだけでは私は國に對する忠誠の心の表現は薄弱と思ひます。その当時の文部大臣はそう答えるよりは、いた仕方がなかつたんだらうと思ひます。何分わが國は占領最中でございします。そういうふうには私はあの連記録を讀んでおるのであります。自來、この教育基本法を施行いたしましてほとんど十年になりましたが、世の中では今日の國民思想について、いかにも青少年がコスモポリタンに陥つて、真理と正義を愛することはいいが、日本國民だといふ自覚が少いという批判はあります。われわれはよき伝統はこれを守つて、新しく進むことには勇敢に進もうといふ保守主義者でございします。そこで今回の法律は現在教育基本法があるんでありますから、これに従つてやつておるので、一点俯仰天に恥じることはございせんが、しかし教育のこの状態をこのままではいかにどうかは、別に臨時教育審議会なるものをお作り願ひまして、そこで別に御審議を願ひまして、そういうことはこの地方教育行政の組織またはその運営においては、法律が改正にならないのになつたような心持でやるわけにいきませんから、本案としては現在の教育基本法をそのまゝ正直に守つていく案に相なつております。

○荒木正三郎君 ちょっと委員長、関連……

○委員長(加賀山之雄君) 笹森さんよろしくございしますか。(発言は承認を受けてやれよ)「だから承認を受けているじゃないか」「やがましき言うなよ」「それじゃ休憩してやろう」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)お静かに願ひます。勝手な御発言はおやめ下さい。

○笹森順造君 私は発言中でありまして、質問が半分になっておりますから、どうぞもう一言言つてから、委員長において関連をお許し願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) それじゃ荒木さんにもちょっとお待ち願つて。○笹森順造君 ただいまの文部大臣の御発言は、この問題の大意をとらえて御所見をお述べになつたものだと考えられます。つまり、この日本の國にはやはり古來からわが民族の中にあつた美点、しかもそれは普遍妥当な真理であると考へられるものが多々あると、私も確信を持っております。あるいは世界同胞主義であるとか、あるいは博愛の思想であるとか、そういうようなことは、わが日本の民族歴史の中に、教育伝統の中にあつたものと、こういう具合に私はむしろ感じておるわけでありまして。従ひましてこの教育基本法に掲げてあります、ただいま引用なさりましたことの中に、つまり個人が社会に對し、個人が國家に對するところの責任、つまり國家の形成者としての存在という問題が十分に考へられなければならない、あの言葉には非常なうんちくがあると私は考へてゐる。そこで先ほども総理大臣がや

けて……、そのうちに重大な教育に關する指令が十月二十日と十二月三十日とあります。そのことを言つたので、ただ後に解いたことは知つております。翌年の六月と思ひます。解いて……

○荒木正三郎君 昭和二十五年ですか。それなら出してもらいたい。そんなものはないな。(出してもらいます)と呼ぶ者あり

○國務大臣(清瀬一郎君) 翌六年六月に解いたと思ひます。解きました。が、しかしながらその内容はもとの通りじゃいけないのです。そういうことであります。そしてわれらの歴史とかいう別なものが標準的に作られております。

○荒木正三郎君 間違いないですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今二十とたびたび言つたのは四十の間違ひですから……

○荒木正三郎君 四十というのは何ですか。

○委員長(加賀山之雄君) 一九四五年。(だから昭和二十五年と違ひでしよう。と呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 先ほど問題になつておつたのは、現在地理、歴史が獨立しておらないというは事実です。修身科も獨立しておらないということも事実です。しかし、これは占領軍当局の指令によつたものでないのです。占領当初それは一時的に禁止したこともあります。しかしこれは解かれておつて今日行われている教科目、教科内容は自主的にこしらへられておるのです。それを先ほどの答弁から言えば、現在行われている教育が占領軍のこの指令によつて禁止されているというふうな説明が受け取れるのです。ですから

私は誤りである、こう言つてゐるのです。昭和二十五年にそんな指令なんかないです。(「ない、ない」と呼ぶ者あり)私はその当時もうよく知つてゐる。

○國務大臣(清瀬一郎君) 一九四五年の十二月二十二日の教育に關する占領の目的及び政策指令というのがあるのです。だからそれに引き続いて一九四五年十月三十一日の軍國主義教育勅令というのがあります。それからして、それからして同年の十二月三十日に修身、地理、歴史をやめる、こういう三つのものがあるのが占領初期のデレクティブです。

○荒木正三郎君 それは一時的なものです。(「昭和二十五年ですか」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(清瀬一郎君) 一九四五年です。(だから昭和二十五年じゃないでしよう。それを荒木君は間違つてゐると言ひます。と呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 占領当初に解かれてゐるのです。今の教育と關係はないのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今のとは言いません。従前の歴史を示せとおつしたから占領の初めから、四五年にその指令があつて、四六年の一月にミッシンが来て、そしてその年の六月に「たんにこれは解除しまして、そして別の歴史の本ができたのです。今その指令が有効と私は言つておりました。のみならず日本獨立と同時にこれらの指令が全部廢止になつてゐるのです。

○委員長(加賀山之雄君) 荒木君それでよろしいでございませうか。

○荒木正三郎君 私は指令が有効とか無効とかそんなことを言つてゐるので

はないです。今行われている、先ほど總理大臣のお話しになつた地理や歴史がない、これは占領政策じゃない、そういうことです。そういう指令によつて今日は拘束されてゐない。自主的に教科内容というものは決定されておる。だから間違ひだ、と言つてゐるのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) なお誤解をとくために今言つてゐるのにもう一つ追加しておきますが、昭和二十一年、すなわち四六年の十二月十一日に連合國の最高指令官から日本の歴史及び学科の再開に關する指令が来ております。すなわち翌年に「そんなことを聞いているのじゃない」と呼ぶ者あり、再開せられたことを知つておりますので、今禁止せられておるといふことを言つておるのじゃございませぬ。そのときの速記を見て下さい。私は占領の初めから順序を追つて私は説明したのです。(荒木正三郎君) それでは速記を見てみます。(と述ぶ) そんなことはよく私は商売で知つております。(「何だそれは」「何の商売」と呼ぶ者あり、笑)

○笹森順造君 戦前戦時中までの日本教育の目的並びに方針は、その淵源するところから民族の理想といつておられます。文化的な歴史的な蓄積の中にあります。文化の選択されたものすべてが今日及びその以後の教育の理想にこれは合致するとも私は考へてゐない。あるいは君主主義、命令服従主義、人格無視の傾向、あるいはまた民主主義時代の教育に抵抗するべきものがあるといふことはこれは言を待たないところでありませう。しかしだからと申し

まして、教育そのものの根本をなす道義、すなわち今日の教育基本法に言うところの人格養成の土台となる個人の道徳、家庭の道徳、社会道徳、愛國心、博愛、國際親善等のこういう思想が日本歴史の中に十分あったものであるといふことを私は考へてゐる。ところがこういう考え方において、今の教育が實際運営されておらないといふことがありはしないかという懸念を持つのであります。この点は文部大臣はどういうふうにお考えになるのでございませうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 先刻も笹森さんの第一の問いに答えましたように、いかに文字の上においては教育基本法はわが國の伝統なり、國を愛する心なりそれなどについての要因が薄いかのように感ぜられるという世論も多いのであります。それゆゑにそういう方向に向つても検討を加えていたのだきといふので、別の委員会の諮問の中にはそれを入れようと思つておりました。

○笹森順造君 ただいまの文部大臣のお考えで、そういうことで將來を期するといふことは一応わかつたわけでありませうが、しかし現在の法案は今の基本法の上に立てられたものである。従つて今の基本法の中にもこの思想が十分にあるといふことでなければ、ただいま提案されましたこの法案といふものが一致しない。ですから私どもの言ひたいのは、今の出されております法案の中にむしろこの教育基本法の真実なるものがあるのだといふことの表明を求はしていただきたかつたのであります。つまりそれでなければ、この中にありますところのいろいろな考へ

方があるいは反動のごとく考へられる、あるいはまた、これが今の日本の教育あるいは民主主義教育に反するもののごとく考へられる心配がある。ところがそうではないのだ。眞の民主主義の理解がこの法案の中にあるのだといふ、そういうことの確信を一体お持ちになつておるのかどうか、これは私は本會議の議場においてもお尋ねしたのであります。それに對するところの御答弁は十分に何えなかつた。むしろ將來に臨教書において改めようとするのではなくて、それはそれとして今根本約に變更するのじゃないのだ。それならばこの法案の中に、この精神が十分に盛り込まれておるのだといふことの確定した、明確なやはり御確信がなければ、私どもは納得ができません。こゝういふ意味なのであります。

○國務大臣(清瀬一郎君) この法案は、現在の基本法を基礎として立てておるものでございませう。たとえば法案の五十二條に「教育の本来の目的達成を阻害」するもの、そういうものについて正を命じようという規則がある。で、この「教育の本来の目的達成」といふのは、この法律を發布するときの本来の法規によつたものであります。昔と違ひまして今は教育の目的は法律に書いてあるのです。昔のような勅語に書くとか、あるいは勅語はないけれども、修身書とか、修身書をさかのばれば、論語でありませう。そういうふうな意味じゃなく、法律それ自身に内容的なものも外形的なものも、法律に書いておるのです。でありますから、教育本来の目的といふのは、現在ある基本法と現在ある学校教育法でこれは發布しておるつもりであります。

第六部 文教委員会會議録第二十一号 昭和三十一年四月二十八日【參議院】

一

がありますので、この總意というものの出発点、つまり憲法の起つてきまする根本をどう一体理解されて、今後この法律を考へていかれるか、これを実はお尋ねしているわけであり

ます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 笹森さんのお考えと同じ考へてございます。個人に自由、生れながらに持つておる自由があり、法律には服する、そのかわりに法律を作る立法機關には、普通選挙で国会議員を送る、すなわち本来は自由だが、法律には服するという約束をこの憲法でしておるのです。それゆゑに自由は唱へますが、この国会で作つた法律、また、その法律の委任によつてできた政令その他に服することは、これはもう日本國家組織の大原則と思ひます。現在起つてお

ういうことを一部の学者は申ししているわけであり、私はここに問題があると思ひます。すなわち彼らの言う民主的、民主的というのは個人の權利を強く主張するところ、あまり社會と國家に対する責任を無視する傾きはないか、しかもまた、これが仮定によるところの誤解が非常に多いのじやな

るから、かういふことに對して私は非常な疑念を持つており、根本論として、ある一部の学者のこれは発言だと思ひますが、學者の總意とは考へませんが、この人らの意見を根本的に尊重するとは仰せになる。しかしながら、その尊重する理解の程度が、私はあるいは違ふのではなからうかと思ふので、この点を実はお尋ねしているわけであり、それはどういふことであるかといふと、つまり國家統制の復活と云ふこと、つまり大きな誤解を生ずる。復活といふことを言つてお

誹謗を天下にぶちまけるといふことに對しては、非常に私は不満に考へる。かういふ仮定的なことを、しかもまた一種の偏見をもつてかういふことを言

つたのだ、私はこの國家統制といふものに逆転するといふことに對しての大きな誤解を生ずるものだと思ふ。であり、それから、この点ははっきりと一つこの法案に對するところ、そのでないのだといふのであるならば、かういふわけで、そのでないのだといふことを明確にここで指示をお願いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(清瀬一郎君) これもやはり先刻申しました國家觀に非常によるのであります。今の多くの學者諸君は、戦前に御勉強になつた方々が多いので

す。それゆゑに國家といふものは、自分の頭を押さへる重荷であつたと思つておられる。そうであつたのです。これらの人の御勉強のときには、國家主權または天皇主權二説があつて、そこに主權があつて、それが官吏を任命して國民を統制する、國家の方では親切にやるつもりだけれども、それが自由の制限になつていきますから、官僚統制は非常に御反對である。かういふ時分に大きくおなりになつた方々であります。ところが昭和二十一年に日本の國がすっかり改まりまして、主權は國民にあるのだ、國民が選挙によつて國會議員といふものを作つて、それが國の最高權威だ、その委託によつて行政ができておるのだから、おのれが選挙したものがその約束によつて世話をしてくるのだ、かういふ格好になつておるのであります。が、何しろ明治時代の思想は長い間の思想でござい

は、國民の總意を代表するところのものは現在政府である、行政の面においては、それが地方教育行政に對する關係を國との間にその責任及び任務を明確にする必要がある。立案者は、この教育行政を中央において責任を持つておる間、政府と各地方における教育行政との關係についていろいろと苦心されたものがあるだらうと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今笹森さんの御要求になつたやうなものはござい

臣もあります。アメリカにはございません。それからしてカウンティの教育委員会もございます。日本と同じように、教育長というものもございます。その関係は、一番新しい一九四四年の有名なバター法というのでござおるのです。あれでも、やはり教育長は文部大臣が委員会と協議して任命しておるのです。今回承認を受けようというのが、やはりそれをまねたわけなんです。でありますから、まあ議院内閣制度において、何も天皇陛下から権利をちょうだいしたのではなく、皆さんの御選挙によって議院内閣ができて、そのものが、地方の委員会等と連絡の方法として、教育長の任命には承認をするというくらいな上下の連絡をつけることを、全く官僚政治とは、この自由主義國であるイギリスでも考えておらぬようです。そこを御承知願うために、印刷したものを、明日にでも差し上げるつもりでございます。

○矢嶋三義君 簡単に資料二件要求いたします。きょう鳩山総理の出席を願って質疑をやったわけですが、その質疑応答の中に、文部大臣も発言され、また文部大臣の助言によって総理が答弁されたことですが、報道機関において、ただいま議題となっている本法律案件についていざと反対意見、批判がある、そういう社説が出ている。それは、法律案件の内容につき誤解に基づくものであるということを文部大臣並びに総理は言っております。従って、私はこれはきわめて重要なことでございまして、どの新聞が誤解に基く論説を掲げていると断定されるのか、その新聞名を印刷にして御提示願いたいと思います。これは私はきわめて重要なことで、新聞というものは天下の公器であり、國民はこれを信頼して購読しておるわけでございますが、それがただいま國民に重大な関心を呼んでいるこの法律案の新聞の論説というものが、内容をよく検討せずに誤解に基いての筆陣を張っているというところを、繰り返して文部大臣並びに総理が発言されましたので、その資料を出していただきたい。具体的にはどの新聞の誤解に基いておるということをごすね。もう一つは、これもきわめて重大だと思っておりますが、文部大臣の助言によって総理が答弁されました。それは、衆議院において本法律案件が本会議で通過する場合に、望ましくない形で通過したわけですが、それは衆議院の文教委員長が委員会を開かなかったから云々ということをはつきりと答弁されました。衆議院の佐藤文教委員長は何月何日、第何回の委員会を故意に開かなかったかということ、印刷にして資料として提示していただきたい。私はその資料を拝見した上において、あらためて他の機会において質疑をいたします。以上。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今の初めは、その社の論説に限りませんか。あるいは投稿した文章を社が採用したのも含んでよろしいか。

○矢嶋三義君 それは投稿者のはよろしうございまして。昨日も大臣は盛んに論説を言われておりましたから。要するに、新聞社の編集局が責任をもつて編集した文面でございますして、投稿者の分は除きます。

○國務大臣(清瀬一郎君) それから衆議院の経過は、あれは……。

○矢嶋三義君 資料をいただいでから。

○國務大臣(清瀬一郎君) 委員会の速記録でいいですか。私がここで申し上げてもよろしいです。三月の十二日に文教委員会で赤城委員が動議を出そうとしたら、散会と言って退席されてしまったんです。翌日開会を国会法によつて三分の一で請求したけれども、開会にならないです。その翌日は日曜日でした。その土曜日にまた開会を要求したんです。また開会をなさるね。

○矢嶋三義君 文書で出していただきたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 文書でなくて、速記録があるのですから、速記録の写しを差し上げます。

○矢嶋三義君 書面でもかく出していただきたい。委員会の運営にはいろいろありますからね。

○委員長(加賀山之雄君) それではお諮りいたします。この審議の過程において、公聴会を開くべきものと委員長は考へるのでございしますが、公聴会の開会をいたしますことに、各委員御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 公聴会の開会の期日をいつにするかということ、審議の模様もございまして、実は本日午前中までに各理事の御回答を得てきめる予定でございしましたが、都合によりまして、ただいままで決定いたしておりません。従いまして、これは期日の都合もございまして、急ぐ必要がございまして、各派の理事の十分なる御意見を聞いてきめたいと思ひますが、その点について理事會に御一任いただいで差しつかえございせんか。理事會に御一任いただきたい。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○矢嶋三義君 それは委員会に諮っていただきたいと思ひます。そういう点を含んで委員長、理事會でお話し合いをするように、午前中湯山理事がおられるときに話し合いがついたと思ひます。午後協議して……。

○委員長(加賀山之雄君) それがついておらないのです。委員長から申し上げます。委員会においてきめることを必要とするのであれば、来週早々委員会を開くことにいたしませんといけないうと、委員長は心得るのでございまして、その点がまだ不明確になっておりますので、理事會においてとりきめることを御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 私も、今湯山理事がここにあられないから、かわつて発言するわけでございますが、先ほど委員会運営というものは、秩序よくするたために、委員長、理事懇談会でござい、本委員会に報告して、了承された線によつて運営して参りましょうというところを申し上げました。これはまあ当然なことだと思ひます。それで三十日はどうするかという点については、すでに本委員会において、かつて委員長報告に基いて確認したところでございします。従つてそれらを含めてどうこうするということにおいては、委員長、理事さんの間でゆつくり話し合つていただきたい。ただ、私は希望しておる点は、委員長、理事打合せできましてここに報告して、そして本委員会の承認を得た点は変えていただきたくない。というのはわれわれはやはり一人の人間として、一つのスケジュールに基いていろいろと計画しておるわけでございますから、そういうのを途中で変えていただきたくないということだけは希望を申し上げておきますが、理事の、ちやうど湯山理事がおられませんでした……。

○委員長(加賀山之雄君) ちよつと速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加賀山之雄君) 速記を始めて。

それではただいまの公聴会の件は、本日中午に理事會においてきめることに前もつてきめてございまして、本日中午に理事會において決定できると存じます。従いましてその後早い機会に委員会が開かれぬおそれもございします。そこで、委員会においてお諮りするのが至当でございしますが、開かれぬ場合は、理事會に御一任をいただきたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) それではさように取り計らいます。

これにて本日の文教委員会を散会いたします。

午後一時三十一分散会